

病児保育施設の利用料金の減免について

寝屋川市民のうち、以下の世帯区分に属するお子さんが病児保育を利用される場合、利用料金の減免制度があります。

減免制度について

- ①生活保護受給世帯…利用料全額（無料）
- ②市民税非課税世帯…利用料半額（1,000 円）

※延長保育利用料金や受診料等についての減免はありません。

減免制度を利用するには

病児保育のご利用時に、利用施設へ証明書をご提出してください。

病児保育のご利用時に証明書のご提出がない場合、利用料を減免することはできません。

後日、利用施設に証明書を提出することで、お支払いした利用料金のうち、減免金額分を還付します。

※ただし、利用した年度内のお手続きが必要となります。年度を超えてお手続きした場合、還付することはできませんので、ご注意ください。

必要な証明書について

以下の世帯区分に応じたいずれかの証明書が必要になります。

なお、利用日時点において生活保護が解除されている場合は、減免対象外となります。利用日以降に解除の事実が判明した場合には、後日、利用料金をお支払いいただきます。

世帯区分	必要な証明書
生活保護世帯	生活保護法医療券
	保育料決定通知書（A 階層）※1
市民税非課税世帯	市民税非課税証明書（世帯全員分）※2
	保育料決定通知書（B1、B2 階層）※1
	病児保育施設利用料金減免証明書

※1 利用月の保育所等保育料について記載のあるもの（階層表記のない保育料決定通知書は使用できません）

※2 利用月が4月～8月の場合は前年度分、9月～3月の場合は今年度分

○「病児保育施設利用料金減免証明書」について

市民税非課税世帯の方で、保育料決定通知書及び市民税非課税証明書をお持ちでない方は、保育課窓口にて「病児保育施設利用料金減免申請書」を提出いただくことで「病児保育施設利用料金減免証明書」を交付しています。

証明書の交付には、申請から約1週間の期間を要するため、ご注意ください。

※窓口にお越しの際は、身分証明書をお持ちください。

寝屋川市こども部保育課
住所：〒572-8544
寝屋川市早子町12-16
電話：072-800-7087